

第 20 回 建築構造基準委員会・構造関係規定のあり方に関する検討会（第 7 回）合同会議
議事要旨

日時：令和 5 年 2 月 17 日（金）10:00～12:00
WEB システムによる会議形式

1 開会

2 議事

（1）改正法を踏まえた政令改正案と関係告示改正等概要について

①木造関係＜審議＞

・今後既存建築物に太陽光発電パネルを載せ ZEH 水準等に改修した場合に既存不適格という扱いになる可能性があるため、留意点などを示すことが必要。カーボンニュートラルの達成に向けた制約にならないよう、何らかの対策が必要ではないか。

⇒留意点については十分な周知が必要と考えている。なお今回の改正で必要壁量を精緻に算定する方法等も位置づけることにしており、精緻に算定すれば新しい基準に適合する場合も多いと考えている。

・太陽光発電パネルによる偏心の問題は大丈夫か。

⇒簡易に算定する場合、太陽光発電パネルを屋根全面に載せる前提となっており、荷重を重く見ており、偏心も含め安全側の想定となっている。

・2022 年 10 月に公表された基準（案）の中で、柱の小径の表のうち ZEH 水準等の建築物は、多雪地域とそれ以外でかなり差がある。多雪地域について積雪量を複数用意するなど細かい表としてほしい。

⇒ご意見を踏まえ検討を進める。

・木造関係については、何が変わるのかという全体像が工務店や一般消費者にもわかる資料を作成いただきたい。

②非木造関係＜審議＞

・今般新設されるルート 1-3 は、特別の調査研究の結果支障がなければ幅厚比制限が適用除外となるが、特別の調査研究で何を示せば適用除外となるのか、解説書等でお示しいただけないか。

⇒ご指摘を踏まえて検討したい。

・軒高 9 m 以上（高さ 16m 以下）の建築物で普通ボルトを使う場合、ルート 1-3 だけでなくルート 2 やルート 3 であっても、張り間 6 m 以下でないと使えないということか。

⇒高さ 16m 以下で張り間 6 m 以下、面積 500 m² 以下のものについては、ルート 1-3 もルート 2 もルート 3 も、ボルト接合を使う場合はズレを考慮して計算することになる。

・剛性率の合理化について、上層階及び下層階の剛性率を計算し、それぞれ 0.6 以上であることを確かめることというのは、上層階と下層階を別々、グルーピングして剛性率を計算するということか。

⇒ご認識のとおり。

- ・今般新設されるルート 1-3 のみ梁が FC 材まで使用可となるのは違和感がある。
- ⇒C₀が同じルート 1-2 と比較すると、ルート 1-3 は層間変形角制限を追加している。層間変形角を 1/200 以内とすれば、梁材に FC 材まで認めたとしても保有水平耐力があることを確認できたので、このような案としている。

今後、国交省、国総研・建研において、基準化に向けた手続きを進めていくことが了承された。

(2) 構造関係規定改正に関する今後のスケジュールについて<報告>

- ・建築基準法関係の基準はR 7年4月施行ということだが、住宅性能表示制度、長期優良住宅制度関係の基準はR 6年4月施行とのことだが、公布からあまり期間がないので、色々なツールが関係するところに行き届くよう、早めのご対応をお願いしたい。

(3) その他 <報告>

(説明のみで特に質疑等はなし)

3 閉会

以 上